



## パーキング・メーター等 休止の連絡方法及び注意事項

### 1. 連絡方法

#### (1) 連絡先

警視庁交通部駐車対策課 駐車対策第二係

電話 03(5802)2820

2821

#### (2) 連絡者

原則として現場責任者

#### (3) 電話受付時間

休止する前日の午前8時30分から午後5時15分までの間（時間厳守）

但し、

- ・土曜、日曜、祝日は受付をしておりません。直前の平日に連絡をしてください。
- ・連休の場合は、連休の前日に連絡をしてください。
- ・当日分の変更は、管轄する警察署に申請書を提出していることが原則です。

（休止・撤去する番号等の変更は、申請書を提出した警察署を経由してください。）

・当日分の受付は、申請した作業時間に間に合わない事がありますので、上記の電話受付時間を厳守してください。

#### (4) 連絡内容

連絡は、以下の順序でお願いします。

① ↓	休止時間	パーキング・メーター等の運用時間内（規制時間内）で、休止を必要とする時間帯 例：9時～17時まで
② ↓	警察署	管轄する警察署。メーターまたはチケット発給機に記載があります。
③ ↓	休止する基番号	メーターとチケットの別を明確にしてください。多数の場合は、〇〇番から〇〇番までの計〇〇基と連絡してください。
④ ↓	休止理由	①資材搬出入 ②道路工事 ③祭礼行事 ④警備事象 ⑤その他（具体的に）の別を連絡してください。
⑤ ↓	申請者名	申請書の「申請者」として記載した会社名等を連絡してください。
⑥	連絡者	電話をされている本人の名前を連絡してください。

※ 申請書に記載されていない内容については受付できません。

### 2. 注意事項

- (1) 休止連絡後に工事予定の変更等によって休止を必要としなくなった場合は、なるべく早めに連絡をしてください。当日に休止が不要となった場合の連絡は午前8時30分から午前8時40分の間に電話連絡してください。
- (2) 当日の作業が予定より早く終了した場合、または途中で中止になった場合は、速やかに休止を解除する旨の連絡をしてください。
- (3) パーキング・メーター等の休止は、警察署長の道路使用許可を受けている場合、または工事車両の出入りに支障がある場合に限りです。
- (4) パーキング・メーター等の休止は、原則として終日の休止はご遠慮願います。

申請者

住所、氏名（法人名）、電話番号を全て記載してください。

申請区分

撤去または休止のいずれかに☑をつけてください。

対象施設

該当するものに☑をつけてください。

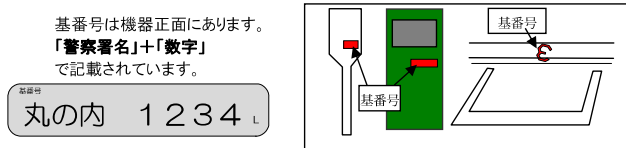
パーキング・メーター		パーキング・チケット 発給設備	パーキング・チケット枠
			
電源開閉器箱		専用柱	
			

※ 申請時には、添付書類を含めて、申請書を三部ご用意ください。

基番号および数量

パーキング・メーター、パーキング・チケット発給機、パーキング・チケット枠の番号（基番号）を現場を確認して記載してください。作業の範囲が2署にまたがる場合には、それぞれの警察署名と番号を記載してください。合計基数を記載してください。

（ ※ 申請書の提出は、代表してどちらかの警察署にしてください。 ）



期間

休止、または撤去の必要な期間を記載して下さい。

休止に関しては、**3か月**以内としてください。撤去に関しては、**6カ月**以内としてください

撤去期間の開始日については申請のとおりとならないことがあります。

（ ※ 長期にわたる時は、継続申請をしてください。 ）

理由

理由に該当するものを分類から一つ選択してください。

理由がわかる説明を記載してください。

（ ※ 例・・・作業帯が車道のパーキング・メーターの枠内にかかり、通行帯確保のため等 ）

添付資料

添付資料には、作業内容とパーキング・メーター等との位置関係（距離）、影響がわかるものを添付してください。作業帯図面等がない場合は、略図を添付してください。

現場責任者

申請について問い合わせ先となる担当者名、電話番号を記載してください。

現場従事者が下請け会社等による場合、会社名も併記してください。

（ ※ 作業内容・工程等がわかり、作業の責任者の方 ）

備考

「休止申請」の場合で表層の打ち替えを伴う道路工事等の場合には、その旨記載してください。

平成23年1月22日

パーキング・メーター等休止・撤去申請書

東京都公安委員会 殿

住所 東京都千代田区桜田門1-2-3  
 申請者 氏名 桜田建設株式会社  
 電話 03-1234-5678



申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 休止		<input type="checkbox"/> 撤去	
対象施設	<input checked="" type="checkbox"/> パーキング・メーター		<input type="checkbox"/> パーキング・チケット発給設備	
	<input type="checkbox"/> パーキング・チケット枠		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
基 番 号	丸の内1~3、5、7、8			計 6 基
期 間	平成24年 1月10日 から 平成24年 1月20日 まで 午前・後 9時00分 から 午前・後 6時00分			
理 由	分類	<input type="checkbox"/> 法第44条及び第45条第1項関係における施設等の設置 <input type="checkbox"/> 資材等搬出入 <input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 祭礼 <input type="checkbox"/> 警備事象 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	歩道縁石の補修工事に伴って、歩行者通行帯を車道側に設置する。 このとき、パーキング・メーターの駐車枠に通行帯がかかることから 休止が必要となる。			
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 道路使用許可証写し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 作業工程表 )			
現場責任者	氏名	桜田 太郎	電話	加入 03-4321-5678
				携帯 090-98765432
備 考				

注 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。